

# 日本学生オリエンテーリング連盟規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

1. 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟と称し、国際的には The Inter University Orienteering Federation in Japan と称する。

### 第2条 所在地

1. 本連盟の所在を、以下に定める。  
〒329-2441 栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68

### 第3条 目的

1. 本連盟は日本の学生オリエンテーリング界を統轄し、代表する唯一の学生自治団体であり、学生競技者精神を遵守して日本のオリエンテーリングの普及、発展、および競技環境の保全に寄与することを目的とする。

### 第4条 事業

1. 本連盟は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。
  - (1) 日本学生オリエンテーリング選手権大会の開催
  - (2) オリエンテーリング競技用地図の作成と保有
  - (3) 連盟報、その他刊行物の発行
  - (4) 本連盟の目的に適う一切の事業
2. 日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下「インカレ」と略す。）は、国際的には The Japan Inter-Collegiate Orienteering Championships と称する。

### 第5条 年度

1. 本連盟の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 組織

### 第6条 組織

1. 本連盟は6つの地区学生オリエンテーリング連盟（以下「地区学連」と略す。）で組織し、その名称と管轄範囲は次の各号の通りとする。
  - (1) 北海道東北学生オリエンテーリング連盟（北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県）
  - (2) 関東学生オリエンテーリング連盟（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、山梨県)

(3) 北信越学生オリエンテーリング連盟 (長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県)

(4) 東海学生オリエンテーリング連盟 (静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)

(5) 関西学生オリエンテーリング連盟 (京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県)

(6) 中国九州四国学生オリエンテーリング連盟 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、沖縄県、愛媛県、高知県、徳島県、香川県)

### 第3章 地区学連

#### 第7条 地区学連

1. 地区学連は、前条の各管轄範囲において、第3条に定める目的を達成するための自治を行う団体である。

#### 第8条 地区学連の規定

1. 地区学連の規定は本連盟の規定に準じて作られ、その制定と改廃にあたっては本連盟総会の承認を受けなければならない。ただし、地区学連がもつばら実務上の必要に応じて制定するガイドライン、覚書等についてはこの限りでない。
2. 不備によって本連盟の規定と地区学連の規定に不整合が生じた場合、本連盟の規定を優先して適用する。ただし、本連盟と地区学連は協議の上速やかに不備を修正して不整合を解消しなければならない。

### 第4章 加盟

#### 第9条 加盟

1. 本連盟および地区学連は、第3条に定める目的に賛同する大学等の教育機関をいつでも加盟させることができる。
2. 地区学連への加盟を以て、本連盟にも加盟したものとする。

#### 第10条 加盟資格

1. 本連盟および地区学連に加盟できるのは、学校教育法および同施行規則の設置基準によって設置された大学院、大学院大学、大学、短期大学、高等専門学校 (以下「大学等」という。) で、地区学連に認められたものとする。
2. 前項に定める大学院、短期大学、高等専門学校等は、これが大学に付設されている場合においても独立した教育機関とみなし、原則として大学とは別個に加盟するものとする。

## 第11条 加盟形態

1. 本連盟および地区学連に加盟する際の形態は、加盟校または準加盟校とする。

## 第12条 加盟の申請

1. 本連盟および地区学連に新規に加盟しようとする大学等は、地区学連に申請を行い、その承認を得なければならない。
2. 加盟形態等の申請事項に変更を生じた加盟校および準加盟校は、直ちに地区学連に届け出なければならない。

## 第13条 加盟校および準加盟校の権利

1. 加盟校は、本連盟総会に出席して議決権を行使できる。
2. 準加盟校は、本連盟総会に出席できる。

## 第14条 加盟校および準加盟校の義務

1. 加盟校および準加盟校は、本連盟の規定および地区学連の規定を遵守しなければならない。
2. 加盟校は、本連盟総会に出席しなければならない。

# 第5章 競技者

## 第15条 競技者登録

1. 加盟校および準加盟校は、その構成員を競技者として本連盟の名簿に登録（以下「競技者登録」という。）することができる。

## 第16条 競技者登録の更新

1. 競技者登録は年度毎に一斉に更新される。
2. 前項に定める更新時以外においても、加盟校および準加盟校は競技者を新規に登録することができ、また競技者登録の内容を変更することができる。

## 第17条 競技者登録資格

1. 加盟校および準加盟校が登録できる競技者は、次の各号を満たす者である。
  - (1) 所属する加盟校および準加盟校に正規生（聴講生、研究生等を除く）として学籍を有する者であること。ただし、高等専門学校については、本科の第4学年、第5学年または専攻科に学籍を有する者であること。

- (2) 初めて競技者登録された年度の4月1日から起算して4年以内であること。
- (3) 当該年度末の時点での年齢が27歳未満であること。

#### 第18条 競技者登録の申請

1. 競技者登録をしようとする加盟校および準加盟校は、本連盟事務局に申請しなければならない。
2. 競技者登録の内容に変更を生じた加盟校および準加盟校は、速やかに本連盟事務局に届け出なければならない。

#### 第19条 競技者登録料

1. 競技者登録をしようとする加盟校および準加盟校は、必要に応じて競技者登録料を本連盟に納入しなければならない。

#### 第20条 競技者登録の抹消

1. 卒業、中退等の理由により第17条に定める競技者登録資格を喪失した者は、喪失の時点で年度の途中であっても直ちに競技者登録を抹消される。
2. 次の各号に該当した者は、本連盟総会の決議によって競技者登録を一定期間抹消することができる。
  - (1) 本連盟および地区学連の規定に違反し、本連盟および地区学連に著しい不利益をもたらしたとき。
  - (2) 本連盟および地区学連の名誉を毀損し、または第3条に定める目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他競技者登録を抹消すべき正当な理由があるとき。

## 第6章 脱退と除名

#### 第21条 脱退

1. 加盟校および準加盟校は、地区学連事務局に届け出ることによって本連盟および地区学連を脱退できる。
2. 加盟校および準加盟校は、その構成員たる競技者が1名未満となった時点で自動的に本連盟および地区学連を脱退するものとする。
3. 組織変更等の理由により第10条1項に定める加盟資格を喪失した加盟校および準加盟校は、喪失の時点で自動的に本連盟および地区学連を脱退するものとする。

#### 第22条 除名

1. 加盟校および準加盟校が次の各号のいずれかに該当したときは、本連盟総会の決議によって当該加盟校および準加盟校を除名することができる。

- (1) 本連盟および地区学連の規定に違反し、本連盟および地区学連に著しい不利益をもたらしたとき。
- (2) 本連盟および地区学連の名誉を毀損し、または第3条に定める目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

## 第7章 総会

### 第23条 総会の構成

1. 総会は、全ての加盟校の代表と本連盟の役員によって構成される。
2. 総会は、加盟校総数の過半数の出席（委任状を含む）を以て成立とする。

### 第24条 総会の義務

1. 総会は、本連盟の最高議決機関であり、次に各号に掲げる事項について議決、承認する。
  - (1) 予算および決算
  - (2) 役員を選出および罷免
  - (3) 規約等の規定の改正
  - (4) その他、本連盟の運営に関する重要事項
2. 総会において、各加盟校は本連盟の運営もしくは資産の状況または役員の仕事執行について、役員に対して意見を述べるができる。

### 第25条 総会の招集

1. 総会は次の各号の場合、幹事長がこれを招集する。
  - (1) 年 2 回の定例総会
  - (2) 幹事長が必要と認めた場合
  - (3) 幹事会が開催を議決した場合
  - (4) 理事会が開催を議決した場合
  - (5) 加盟校総数の4分の1以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合
2. 前項第5号の規定によって加盟校から総会の招集を請求された場合、幹事長はその請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
3. 幹事長は総会を招集するにあたり、その日時、場所および会議の目的とされる事項を加盟校に対して会日の14日以前に通知しなければならない。

### 第26条 議長

1. 総会に議長を1人置く。

2. 議長は他の全ての案件に先立って加盟校代表の中から選出される。

## 第27条 委任状

1. 総会にやむを得ず出席できない加盟校は、別に定める規則により、議長宛に委任状を託さなければならない。

## 第28条 議決

1. 総会において、加盟校は平等の議決権、選挙権を有する。
2. 総会の議事は、この規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数を以てこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

## 第29条 緊急事項

1. 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

# 第8章 役員

## 第30条 役員

1. 本連盟に次の各号の役員を置く。
  - (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 3 名
  - (3) 参与 若干名
  - (4) 理事 10 名程度
  - (5) 幹事長 1 名
  - (6) 副幹事長 1 名
  - (7) 会計 1 名
  - (8) 会計監査 2 名
  - (9) 事業部長 1 名
  - (10) 広報部長 1 名
  - (11) 普及部長 1 名
  - (12) 渉外部長 1 名
  - (13) 事務局長 1 名
  - (14) 地区代表幹事 6 名

### 第31条 会長

1. 会長は本連盟を代表する。
2. 会長は理事会が推薦する。

### 第32条 副会長

1. 副会長は会長を補佐し、会長の不在のときこれを代行する。
2. 副会長は理事会が推薦する。

### 第33条 参与

1. 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応じる。
2. 参与は理事会が推薦する。

### 第34条 理事

1. 理事の任命及び罷免は幹事会が行う。
2. 理事のうち互選により1名を理事長とし、理事長は理事会を統括する。

### 第35条 理事会

1. 理事会は理事および幹事長で組織され、この規約に基づき本連盟の重要な業務の執行を決定する。
2. 理事会は理事長が必要と認めたときにこれを招集して開催する。

### 第36条 幹事長

1. 幹事長は総会、幹事会等で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行かつ統括する。

### 第37条 副幹事長

1. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

### 第38条 会計

1. 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

### 第39条 会計監査

1. 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

#### 第40条 地区代表幹事

1. 地区代表幹事は地区学連幹事を代表し、業務を処理する。
2. 地区代表幹事は地区学連が推薦する。

#### 第41条 幹事

1. 会長・副会長・参与・理事・会計監査以外の役員を幹事と称する。

#### 第42条 幹事会

1. 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

#### 第43条 役員を選出

1. 会長、副会長、参与、理事は総会の承認により決定する。
2. 幹事長、会計、会計監査、事業部長、広報部長、普及部長、事務局長は、本連盟競技者の中から総会の承認により決定する。
3. 副幹事長は、幹事会または事務機構に所属する本連盟競技者の中から、幹事長の指名に基づいた総会の承認により決定する。
4. 渉外部長は、北海道東北学連または関東学連の渉外部長の中から、総会の承認により決定する。
5. 地区代表幹事は、各地区学連に属する本連盟競技者の中から当該地区学連が推薦し、総会の承認により決定する。

#### 第44条 役員任期

1. 幹事および会計監査の任期は4月1日から3月31日までの1年とする。ただし留任は妨げない。
2. 理事の任期は4月1日から3月31日までの2年とする。ただし留任は妨げない。
3. 役員の中途退任に伴う補欠として選出された役員任期は、前任者の任期の残余期間とする。

## 第9章 事務機構

#### 第45条 事務機構

1. 本連盟は第3条の事業を行うため、次の各号の事務機構を置く。
  - (1) 事業部 インカレとその他付随する事業を行う。
  - (2) 広報部 連盟報その他刊行物の発行を行う。
  - (3) 普及部 オリエンテーリングの普及活動を行う。
  - (4) 渉外部 本連盟所有地図のテレインにおいて渉外を行う。

- (5) 事務局 加盟、競技者登録その他一切の事務を行う。
2. 総会は新たに事務機構を置き、学連の事務を補助させることができる。

#### 第46条 事務機構の構成

1. 各部局は本連盟競技者で構成され、第43条第2項の定めによって選出される部長もしくは局長により統轄される。
2. 各部局は会計 1 名を互選する。

## 第10章 委員会

#### 第47条 委員会

1. 本連盟は、その運営を円滑に遂行するため、委員会を置く。
2. 委員会は、常設委員会と臨時委員会に大別される。

#### 第48条 常設委員会

1. 本連盟の常設委員会として、次の各号の委員会を置く。
  - (1) 技術委員会
  - (2) アンチ・ドーピング委員会
  - (3) スキーO委員会
  - (4) 日本学生オリエンテーリング選手権大会サステナビリティ・プランニング・ユニット（インカレSPU）

#### 第49条 臨時委員会

1. 幹事会および理事会は、臨時に委員会を置くことができる。

## 第11章 経費

#### 第50条 経費

1. 本連盟の経費は、次の各号に定めるもので支弁する。
  - (1) 競技者登録料
  - (2) 関係機関および団体から受ける補助金
  - (3) 事業収入
  - (4) 賛助金、寄付金およびその他の収入

#### 第51条 競技者登録料の金額

1. 競技者登録料の金額は、総会の承認を経て決定する。

### 第12章 改正

#### 第52条 改正

1. 本規約の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

### 第13章 最高規範性

#### 第53条 本規約優先の原則

1. 本規約は本連盟の基本理念と本連盟運営の基本原則を定めたものであり、本規約に反する一切の規定は効力をもたず、また規定を定めるにあたっては本規約の趣旨を尊重しなければならない。

### 第14章 補則

#### 第54条 施行細則

1. 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

### 第15章 施行

#### 第55条 施行

1. 本規約は1984年12月11日より施行する。
2. 本規約は2021年12月6日より改正施行する。

1984年11月11日 制定

1984年12月11日 施行

1987年11月23日 改正

1990年03月19日 改正

1993年03月15日 全文改正

1998年03月09日 改正

2004年11月06日 改正

2005年03月14日 改正

2012年03月12日 改正

2016年11月19日 改正

2019年03月18日 改正

2020年05月09日 全文改正

2021年12月05日 改正